

第33回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年3月26日 13:30～14:30
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 野村 照明委員 | 3番 金子 靖委員 | 4番 清水 幸治委員 |
| 5番 廣瀬女公美委員 | 6番 二谷 幸裕委員 | 7番 大畑 礼子委員 |
| 8番 浅野 徳昭委員 | 9番 細川 裕委員 | 10番 菅原 雄一委員 |
| 12番 山崎 隆史委員 | 13番 成田 俊英委員 | 14番 中川 浩幸委員 |
| 15番 瀬戸 賢成委員 | 16番 稲場 洋二委員 | 17番 松下 裕幸委員 |
| 19番 福西 範委員 | 20番 野澤 勲委員 | 21番 志賀 忠浩委員 |
- (以上 18名)
4. 欠席者 11番 佐藤 裕司委員 18番 佐藤 泰正委員
5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 塩田 省吾 次長 高山 直樹 主査 清水 秀人
会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵
(以上 5名)
- 会議録署名委員の指名 10番 菅原 雄一委員
13番 成田 俊英委員
6. 議事日程 会期決定について 令和6年 3月 26日 (1日)
- | | |
|---------|-------------------------------|
| 報告第55号 | 農業委員会のおっせん証明願について |
| 報告第56号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について |
| 報告第57号 | 引き続き特定貸付を行っている旨の証明願について |
| 議案第148号 | 現況証明願について |
| 議案第149号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第150号 | 河川法第24条許可申請に係る進達について |
| 議案第151号 | 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果について |
| 協議事項 | 令和6年度の最適化活動の目標(案)の設定について |

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第33回鉏路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は18名です。
議事録署名人に10番、菅原雄一委員、13番、成田俊英委員を指名しますので、
よろしくお願ひ致します。
なお、会期は本日3月26日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありますか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。
報告第55号「農業委員会のあっせん証明願」について報告して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第55号「農業委員会のあっせん証明願」についてご報告致します。
今回は、音別地区で1件の申請がございました。
議案書4ページの表の1番ですが、 氏より、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、3月6日に申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。
以上、1件の「農業委員会のあっせん証明願」について、ご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「農業委員会のあっせん証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第56号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告してください。

事務局
塩田事務局長

議案書5ページにございます、報告第56号「引き続き農業経営を行っている旨の

証明願」について報告致します。

今回、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が5件ありました。

議案書6ページの別表のとおり、過去に経営移譲により農地の贈与を受け、納税猶予の適用を受けております、■■■■氏、他4名から、農地の贈与税及び不動産取得税の納税猶予の継続届出書を釧路税務署並びに釧路総合振興局に提出するため、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の申請があったもので、農地基本台帳により確認をし、引き続き農業経営を行っている旨、それぞれ記載の日付で、会長専決により証明したことを報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第56号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第57号「引き続き特定貸付を行っている旨の証明願について」報告してください。

事務局
塩田事務局長

議案書7ページでございます、報告第57号「引き続き特定貸付を行っている旨の証明願」について報告致します。

今回、引き続き特定貸付を行っている旨の証明願が1件ありました。

議案書8ページの別表のとおり、過去に経営移譲により、農地の贈与を受け、納税猶予の適用を受けた後、農業経営を止めるに際し特定貸付を行うことで納税猶予の継続を受けております、■■■■氏から、農地の贈与税及び不動産取得税の納税猶予の継続届出書を釧路税務署並びに釧路総合振興局に提出するため、引き続き特定貸付を行っている旨の証明願の申請があったもので、農地基本台帳により確認をし、引き続き特定貸付を行っている旨、令和6年3月1日付で会長専決により証明したことを報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第57号「引き続き特定貸付を行っている旨の証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
議案第148号「現況証明願」について、事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の9ページでございます、議案第148号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、音別地区で1件の申請がございました。

議案書10ページの表の1番は、資料が11ページと12ページでございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏より現況証明願がございました。

3月13日、音別地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の建築済地であると確認致しました。

以上、1件の「現況証明願」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の二谷幸裕委員より報告をお願いします。

委員
二谷委員

議案第148号「現況証明願」の1番について、報告致します。

1番は、[]氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域外にある、[]の1筆、面積が []㎡の土地について、地目変更のため現況証明願の提出がありました。

令和6年3月13日、音別地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地はいずれも農地採草放牧地以外で、利用状況は建築済地であることを確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

二谷幸裕委員、ありがとうございました。

それでは、議案第148号「現況証明願」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第148号「現況証明願」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第148号「現況証明願」の1番については原案のとおり決定致します。

それでは次に、議案第149号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の13ページにございます、議案第149号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書14ページの表の1番は、資料が15ページから21ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他7筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の清水幸治委員より報告をお願いします。

委員
清水委員

議案第149号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■、他7筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものであります。

本件について、令和6年3月12日、釧路地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

清水幸治委員、ありがとうございました。

それでは、議案第149号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので採決致します。

議案第149号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第149号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第150号、「河川法第24条許可申請に係る進達」について事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書22ページにございます、議案第150号「河川法第24条許可申請に係る進達」について説明致します。

河川法第24条の規定に基づき河川区域内の土地を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となりますが、昭和39年、北海道土木部長通達により、河川敷地を農用地として利用するためには、農業委員会の意見書を添付することになっております。

今回は釧路地区で1件の許可申請がございました。

議案書23ページの表の1番は、資料は24ページから26ページにございます。本件は、 氏が所有している、北海道が管理する仁々志別川の河川敷地である の採草放牧地としての占用許可について、占用面積を ㎡から ㎡に変更するものです。

以上、1件の「河川法第24条許可申請に係る進達」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは、議案第150号「河川法第24条許可申請に係る進達」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

会長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第150号「河川法第24条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

それでは次に、議案第151号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書27ページにございます、議案第151号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」についてご説明致します。

農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないこととされております。

資料は28ページにございますが、今年度の利用状況調査は釧路、阿寒、音別の3地区で10月4日から10月20日にかけての、延9日間調査を行いました。

調査農地面積は、釧路地区が約 ha、阿寒地区が約 ha、音別地区が約 haで、合計約 haでしたが、遊休農地はございませんでした。

以上、「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありましたが、本調査に参加された各委員の皆様におかれましては大変ご苦労様でした。

それでは、議案第151号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第151号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第151号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」については、原案のとおり決定致します。

今後も、皆様におかれましては日常の活動の中での点検をよろしくお願い致します。

それでは、次に協議事項「令和6年度の最適化活動の目標(案)の設定」について協議を行います。

事務局より説明願います。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の29ページでございます、協議事項「令和6年度の最適化活動の目標(案)の設定」についてご説明致します。

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等」について、農業委員会は、最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検、評価を行った上で公表することとされております。

なお、今回設定いたします最適化活動の目標につきましては、毎年度3月末までに翌年度の目標を策定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するものとされております。

つきましては、事務局として検討致しました原案を議案書の30ページから32ページに記載しましたので、ご協議をお願い致します。

議長
野村会長

ただいま提案のありました「令和6年度の最適化活動の目標(案)の設定」について協議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

ご異議がないものと認め、原案のとおりと致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和6年 3月 26日

議 長 野 村 照 明

署名委員 菅原 雄一

署名委員 成 田 俊 英